



2018年3月

お客さま皆さまへ

違法な融資業務を営む悪質業者による被害について

このところ、銀行・信金等の認可金融機関や登録した正規の貸金業者ではないにもかかわらず、実在する金融機関および貸金業者やそれらの関連会社を装ったり、無登録でありながら貸金業登録番号を詐称して、違法な融資業務を営む悪質業者（いわゆる「ヤミ金」）による被害が増えております。

当行に関しましても、当行のホームページ掲載内容を無断使用し、当行の融資商品案内であるかのように装い、契約締結前に保証料等の名目で金銭を振り込ませる振り込め詐欺の発生情報が寄せられております。また、当行の預かり知らぬところで、「日本振興銀行」の商品を紹介したり、融資取引を斡旋して、紹介料・仲介手数料または成功報酬等の名目で手数料等を請求する個人・団体があるという情報が確認されています。

さらに最近では、日本貸金業協会のHP（<http://www.j-fsa.or.jp/index.php>）に掲載されている悪質業者による被害（例えば、10日で3割の金利支払等）についても、事後的に、当行に相談をいただくケースが出てきております。

資金をご入用のお客さまにおかれましては、こうした悪質業者から借り入れる前に、お近くの当行店舗にご相談いただきますよう、お願い申し上げます。万が一、お借り入れの後でありましても、お客さまとともに最善の対処を検討させていただきますので、ご遠慮なく、お近くの当行店舗にお申し出ください。

以上

本件についてのお問合せ先

日本振興銀行株式会社 経営管理室 法務グループ

住 所：〒101-0048 東京都千代田区神田司町2丁目7番地 日本振興ビル

電 話：03-5217-5431

F A X：03-3292-2574